

2023年10月1日付で三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款を変更します。
変更内容については新旧対照表をご参照ください。

【新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
第7条（契約の終了） 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとします。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となることがあります。なお、以下2および3の場合において、お客さまがファンドラップの取引において特定口座をご利用の場合は、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います。 1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします） 2. お客さまの死亡の届け出があった場合 3. お客さまが日本国の非居住者となった場合（海外への住所変更手続きをおこなった場合） 4. お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合	第7条（契約の終了） 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産（当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ）の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとします。その場合であっても、ファンド休業日等の影響により、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となることがあります。なお、以下2および3の場合において、お客さまがファンドラップの取引において特定口座をご利用の場合は、<u>原則として、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います。</u> 1. お客さま（約款に基づき権限を有する代理人を含みます）または当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合（ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします） 2. お客さまの死亡の届け出があった場合 3. お客さまが日本国の非居住者となった場合（海外への住所変更手続きをおこなった場合） 4. お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合
第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項） 1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。 固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。 上記期間の計算上、当社の投資一任運用商品の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします（店番・口座番号が異なる場合は対象となりません）。 (以下、変更なし。記載省略)	第14条（報酬の額および支払の時期に関する事項） 1. 三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の2つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただきます。契約期間タイプは、固定報酬型は1年、成功報酬併用型は5年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。 固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の2年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の5年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の50%とします。 上記期間の計算上、当社の投資一任運用商品の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が2カ月以内（前契約の契約終了日とその2カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合）のときは、運用期間が継続しているものとみなします。当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします（店番・口座番号が異なる場合は対象となりません）。ただし、法人のお客さまが三井住友信託ファンドラップを契約終了および再契約した場合は対象外とします。 (以下、変更なし。記載省略)
(条新設)	第31条（分別管理） 法令等の定めに基づき、当社はお客さまからお預かりした資産を会社固有の資産とは分別して管理しています。そのため、万が一当社が経営破綻した場合でも、お客さまからお預かりしている資産は保全されます。